

要綱第92号

宇和島市フードドライブ活動推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市フードドライブ活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市食品ロス削減推進計画に基づき、食品関連事業者及び家庭等から発生する食品ロスの削減を推進するため、市内でフードドライブ活動を行う団体に対し、予算の範囲内において宇和島市フードドライブ活動推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「フードドライブ活動」とは、食品関連事業者又はその他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂、生活困窮者及び福祉施設等（以下「子ども食堂等」という。）にこれを無償で提供する活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定により設立された特定非営利活動法人であって、宇和島市NPO登録制度実施要綱（平成25年要綱第19号）第4条の規定により登録された団体であること。
- (2) 主たる事務所が市内にあること。
- (3) 補助金交付申請時に市税を滞納していないこと。

(4) その他市長が適当でないと認めるものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となるフードドライブ活動（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内で開催すること。

(2) 補助金交付決定日からその日の属する年度の3月31日までに3回以上開催すること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市フードドライブ活動推進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 法人の定款の写し及び直近の決算書の写し

(4) 市税を滞納していないことを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1年度につき1回とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇和島市フードドライブ活動推進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により、補助金を交付することが不適當と認めたときは、その理由を付して、宇和島市フードドライブ活動推進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市フードドライブ活動推進補助金変更承

認申請書（様式第6号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助金の額の変更
- （2） 補助対象経費の20%を超える増減
- （3） 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、宇和島市フードドライブ活動推進補助金変更承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市フードドライブ活動推進補助金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、宇和島市フードドライブ活動推進補助金中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、宇和島市フードドライブ活動推進補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第11号）
- （2） 収支決算書（様式第12号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付時期及び方法）

第11条 補助金の交付時期は、補助事業者から前条に定める実績報告を受け、補助事業が申請どおり完了したことを調査確認した後とする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、宇和島市フードドライブ活動推進補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(情報の公開)

第15条 この補助金を活用した事業内容、事業成果等は、必要な範囲において、市が広報紙、市ホームページ、市SNS等に公開することができるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた事業に係る第13条及び第14条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同日後

においても、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	フードドライブ活動に直接必要な人件費、謝礼金、消耗品費、使用料、広告料、印刷製本費、その他市長が認めるもの。
補助率	補助対象経費の3分の2以内
端数処理	補助金算定額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
補助限度額	30万円